

沖電気工業(株)、(株)日立製作所及び日立チャネルソリューションズ(株)によるATM、営業店端末等の事業の統合に関する審査結果 (概略)

第1 当事会社の概要

沖電気工業及び日立製作所の子会社である日立チャネルソリューションズは、いずれもATM、営業店端末¹等の製造等を行う事業者である。

なお、当事会社等の略称は、別表のとおりである。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、日立チャネルソリューションズが沖電気工業のATM、営業店端末等の事業を吸収分割により承継すること及び沖電気工業が日立チャネルソリューションズの株式を取得すること（以下「本件統合」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条の2である。

第3 本件の経緯

令和8年8月20日 本件統合に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）

令和8年9月18日 排除措置命令を行わない旨の通知

第4 一定の取引分野等

1 ATM

(1) 各モジュールの製造販売業

モジュールは、ATMを構成する部品であり、紙幣を入出金する機能、通帳を記帳する機能などを持つ。各モジュールは、ATM専用製造販売されているものであり、それぞれ形状・機能などが異なっている点などを踏まえ、本件では、各モジュールのうち、当事会社グループが製造販売する「紙幣入出金部」、「硬貨入出金部」、「通帳記帳部」、「カードリーダープリンタ」及び「電源ユニット」の5品目を商品範囲として画定した。

また、各モジュールの需要者は、いずれも日本全国の製造販売業者から各モジュールを調達しており、製造販売業者においても、全国的に事業展開しており、地域により販売価格が異なるといった事情は存在しないことから「日本全国」を地理的範囲として画定した。

（※後記(2)から(4)まで及び2についても同様の事情により「日本全国」を地理的範囲として画定した。）

¹ 営業店端末は、金融機関の営業店舗において、テラーと呼ばれる窓口の職員が窓口業務や内部事務を行うために使用する情報端末の集合体である。テラーは営業店端末を用いて、預金、為替、融資及び口座管理といった金融取引の処理を行っている。

(2) A T Mハードウェアの製造販売業

A T Mハードウェアは、各モジュールを組み立てた上で筐体に配置した装置である。A T Mハードウェアは、A T M専用に製造販売されているものであり、需要者であるA T M完成品メーカーにとって他に代替する商品が無い点などを踏まえ、本件では、「A T Mハードウェア」を商品範囲として画定した。

(3) A T M完成品の製造販売業

A T M完成品は、A T Mハードウェアに金融機関等の需要者ごとの固有の仕様に沿った応用ソフトウェア(生体認証機能、スマホ連携機能等を含む。)を搭載したものである。A T M完成品は、A T M専用に製造販売されているものであり、需要者である金融機関等にとって他に代替する商品が無い点などを踏まえ、本件では、「A T M完成品」を商品範囲として画定した。

(4) A T Mの監視受託業

A T Mの監視は、A T Mが金融機関等に販売されて設置された後、A T Mが稼働している間、当該A T Mの遠隔モニタリング、セキュリティ監視等を行うものである。A T Mの監視は、高度なセキュリティや迅速性が求められるものであり、需要者である金融機関は、A T M以外の監視業務とは使い分けて発注している傾向がみられる点などを踏まえ、本件では、「A T Mの監視受託業」を役務範囲として画定した。

2 営業店端末

(1) 各デバイスの製造販売業

デバイスは、営業店端末を構成する部品であり、通帳や伝票への印字を行う機能、紙幣や硬貨の入出金サポートや偽造チェックを行う機能などを持つ。各デバイスは、営業店端末専用に製造販売されているものであり、それぞれ形状・機能などが異なっている点などを踏まえ、本件では、各デバイスのうち、当事会社グループが製造販売する「制御装置」、「通帳伝票プリンタ」及び「イメージスキャナ」の3品目を商品範囲として画定した。

(2) 営業店端末システムの製造販売業

営業店端末システムは、デバイスを配置・配線し、稼働するのに必要なアプリケーションを搭載したものである。営業店端末システムは、専ら金融機関の営業店での使用のために製造されているものであり、需要者である金融機関等にとって他に代替する商品が無い点などを踏まえ、本件では、「営業店端末システム」を商品範囲として画定した。

3 企業結合形態

(1) A T M

当事会社グループは、いずれも後記【表1】の番号①～⑦の各モジュール、A T Mハードウェア及びA T M完成品を製造販売していることから、本件統合は、これらの商品の製造販売業に関する水平型企业結合に該当する。

また、後記【表1】の⑧～⑬のとおり、各モジュールの製造販売業を川上市

場⇒A T Mハードウェアの製造販売業を川下市場、A T Mハードウェアの製造販売業を川上市場⇒A T M完成品の製造販売業を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

さらに、A T Mの監視受託業を行うためには、A T Mハードウェアの製造販売業者による監視対象となるA T Mの仕様開示などの協力が必要不可欠となることから、後記【表 1】の⑭のとおり、A T Mハードウェアの製造販売業とA T Mの監視受託業の混合型企業結合にも該当する。

【表 1】A T Mの企業結合形態

水平型企業結合	
①	紙幣入出金部の製造販売業（日本全国）
②	硬貨入出金部の製造販売業（日本全国）
③	通帳記帳部の製造販売業（日本全国）
④	カードリーダープリンタの製造販売業（日本全国）
⑤	電源ユニットの製造販売業（日本全国）
⑥	A T Mハードウェアの製造販売業（日本全国）
⑦	A T M完成品の製造販売業（日本全国）

垂直型企業結合		
	川上市場	川下市場
⑧	紙幣入出金部の製造販売業（日本全国）	A T Mハードウェアの製造販売業（日本全国）
⑨	硬貨入出金部の製造販売業（日本全国）	
⑩	通帳記帳部の製造販売業（日本全国）	
⑪	カードリーダープリンタの製造販売業（日本全国）	
⑫	電源ユニットの製造販売業（日本全国）	
⑬	A T Mハードウェアの製造販売業（日本全国）	A T M完成品の製造販売業（日本全国）

混合型企業結合		
⑭	A T Mハードウェアの製造販売業（日本全国）	A T M監視受託業（日本全国）

(2) 営業店端末

当事会社グループは、いずれも後記【表 2】の①～④の各デバイス及び営業店端末システムを製造販売していることから、本件統合は、これらの商品の製造販売業に関する水平型企業結合に該当する。

また、後記【表 2】の⑤～⑦のとおり、各デバイスの製造販売業を川上市場⇒営業店端末システムの製造販売業を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

【表 2】 営業店端末の企業結合形態

水平型企業結合		
①	制御装置の製造販売業（日本全国）	
②	イメージスキャナの製造販売業（日本全国）	
③	通帳伝票プリンタの製造販売業（日本全国）	
④	営業店端末システムの製造販売業（日本全国）	

垂直型企業結合		
	川上市場	川下市場
⑤	制御装置の製造販売業（日本全国）	営業店端末システムの製造販売業（日本全国）
⑥	通帳伝票プリンタの製造販売業（日本全国）	
⑦	イメージスキャナの製造販売業（日本全国）	

第 5 競争の実質的制限の検討

1 A T M

(1) 各モジュールの製造販売業、A T Mハードウェアの製造販売業及びA T M完成品の製造販売業に係る水平型企業結合（【表 1】の①～⑦）

紙幣入出金部及び通帳記帳部の製造販売業の統合後の当事会社グループの合算市場シェアは100%となり、当事会社グループの独占となる。また、他のモジュール及びA T Mハードウェアの製造販売業の統合後の当事会社グループの合算市場シェアは不明であるが、いずれの製造販売市場においても、競争事業者の数は少なく、他の競争事業者は、当事会社から各モジュールを購入していることも踏まえると、これらの競争事業者の牽制力が十分に働くとは認められない。さらに、A T M完成品の製造販売業の統合後の当事会社グループの合算市場シェアは約65%と高く、最も市場シェアが高い競争事業者との間のシェアの格差も大きい。

これらの点からすれば、いずれの市場においても、競争事業者による競争圧力は認められない又は限定的である。また、競争の実質的制限に係るその他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。

以上の点等からすれば、本件統合を契機として、これらの商品の製造販売業における競争が実質的に制限されることとなるおそれが認められる。

(2) 各モジュールの製造販売業（川上）／A T Mハードウェアの製造販売業（川下）及びA T Mハードウェアの製造販売業（川上）／A T M完成品の製造販売業（川下）の垂直型企業結合（【表 1】の⑧～⑬）

各モジュールは一度A T Mハードウェアに導入すると他社製品に切り替えるには相当のコストが掛かり、川下市場のA T Mハードウェアメーカーにとって供給先の切替えを行うことは容易ではない。また、A T Mハードウェアについては、川下市場のA T M完成品メーカーにとって、当事会社グループ以外のA T Mハードウェアメーカーが、切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとまでは認められない。このような中で、当事会社グループが各モジュールやA T Mハードウェアの供給拒否等をした場合には、A T MハードウェアメーカーやA T M完成品メーカーは川下市場において事業を継続できなくなる（投入物閉鎖）。

以上の点からすれば、本件統合により生じる当事会社グループ間の垂直型企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれが認められる。

(3) 混合型企業結合（商品拡大型）（A T M監視受託業とA T Mハードウェアの製造販売業）（【表 1】の⑭）

本件統合後、A T Mハードウェアを供給する主要なメーカーは当事会社グループのみとなる。このような中で、当事会社グループが、A T M監視サービスの提供に必要な協力を拒否する等した場合には、他のA T M監視受託業者が市場から排斥されるおそれがある。

以上の点からすれば、本件統合により生じる当事会社グループ間の混合型企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれが認められる。

2 営業店端末

(1) 各デバイスの製造販売業及び営業店端末システムの製造販売業に係る水平型企業結合（【表 2】の①～④）

各デバイスの製造販売業の統合後の当事会社グループの合算市場シェアは不明であるが、競争事業者の数は少なく、当該競争事業者の供給余力も十分とはいえない。また、営業店端末システムの製造販売業の当事会社グループの統合後の合算市場シェアは約40%となるどころ、他の競争事業者は、当事会社等から各デバイスを購入していること等も踏まえると、これらの競争事業者の牽制力が十分に働くとまでは認められない。

これらの点からすれば、いずれの市場においても、競争事業者による競争圧力は限定的である。また、競争の実質的制限に係るその他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。

以上の点等からすれば、本件統合を契機として、これらの商品の製造販売業

における競争が実質的に制限されることとなるおそれが認められる。

(2) 各デバイスの製造販売業(川上)／営業店端末システムの製造販売業(川下)
(【表2】の⑤～⑦)

本件統合後、各デバイスの供給については、当事会社グループ以外の各デバイスメーカーに、川下市場の営業店端末システムメーカーにとって切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとまでは認められない。このような中で、当事会社グループが各デバイスの供給拒否等をした場合には、営業店端末システムメーカーは川下市場において事業を継続できなくなる（投入物閉鎖）。

以上の点からすれば、本件統合により生じる当事会社グループ間の垂直型企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれが認められる。

第6 問題解消措置

1 問題解消措置の要旨

当事会社からは、以下の措置を講じる旨の申出があった。

- (1) 当事会社グループによる販売競争を維持するため、競争機微情報に係るアクセス制限、異動制限等を講じる。
- (2) 各モジュール、ATMハードウェア及び各デバイスについて、既存の取引先事業者に対して、本件統合後、正当な理由なく、供給拒否等を行わないなどを内容とする供給確約措置を講じる。
- (3) ATM監視受託業に必要な情報を開示するなど、監視受託業に対する支援措置を講じる。
- (4) 監視受託者（モニタリングトラスティ）を選任し、前記(1)から(3)までの措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる。
- (5) 前記(2)から(4)までの措置は、本件統合の実行日から5年間継続する（4年経過時点で更に継続するか否かについて公正取引委員会と協議する。）。

2 評価

前記1(1)のアクセス制限、異動制限等によって当事会社グループによる販売競争が継続する場合には、本件統合の前後で各市場における競争単位は減少せず、さらに、同(2)及び(3)の供給確約措置、監視受託業支援措置によって各市場の競争事業者の牽制力も確保される。以上を踏まえれば、本件統合によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは認められない。

第7 結論

前記第6の1の問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

当事会社等の略称

沖電気工業株式会社	沖電気工業
株式会社日立製作所	日立製作所
日立チャネルソリューションズ株式会社	日立チャネルソリューションズ
沖電気工業及び日立チャネルソリューションズ	当事会社
沖電気工業と既に結合関係が形成されている企業の集団 及び日立チャネルソリューションズ株式会社と既に結合 関係が形成されている企業の集団	当事会社グループ